

個別物品のライフサイクル全般 に関わる3Rの推進

個別物品のライフサイクル全体の環境配慮に関する法体系

循環型社会形成推進基本法

生産

事業者に対する

- 環境配慮設計(省資源化・長寿命化)
- 再生利用・再使用促進
- 素材表示

資源有効利用促進法

消費・使用

政府等が

- 環境配慮製品を率先して調達

グリーン購入法

回収・リサイクル

消費者に対する

- 分別排出
- 適正な費用負担 等

個別リサイクル法制度

事業者に対する

- 自主回収

容器包装リサイクル法

家電リサイクル法

自動車リサイクル法 等

廃棄

事業者・自治体に対する

- 適正な廃棄物処分

廃棄物処理法

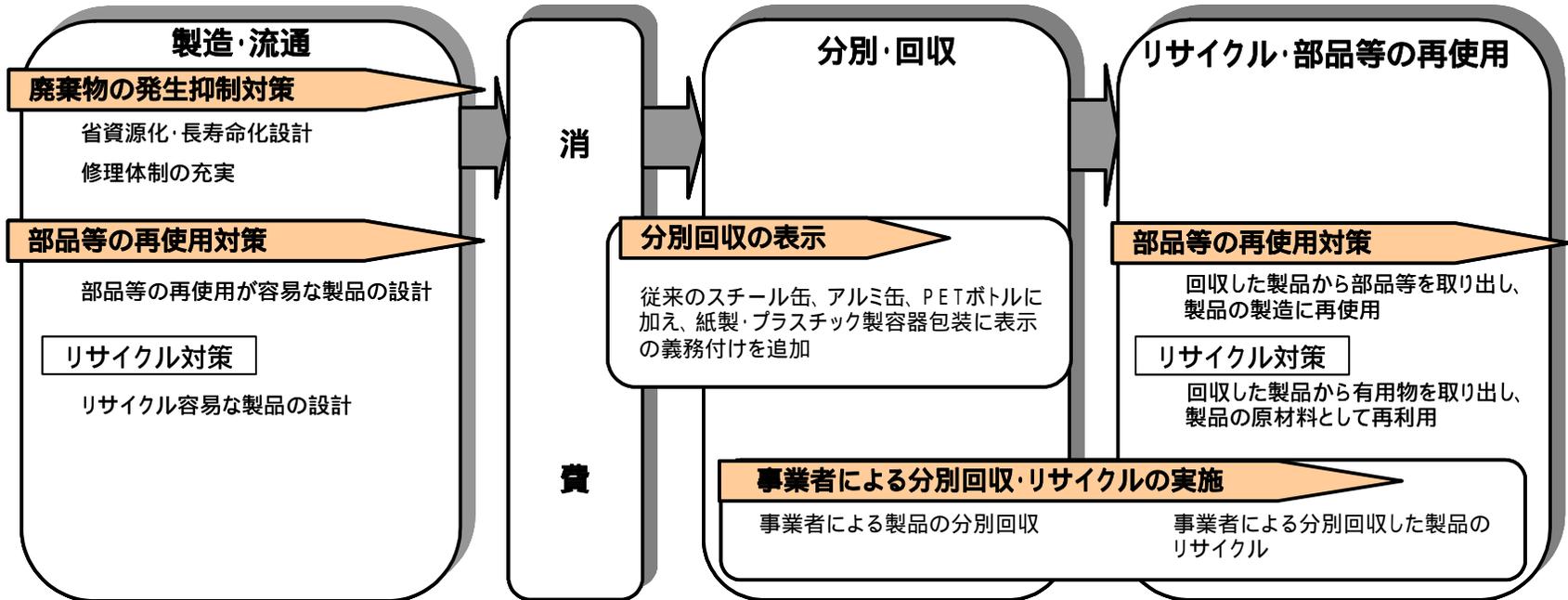
製品のライフサイクル全般にわたる環境配慮の取組: 資源有効利用促進法

以下の対象業種又は対象製品について、それぞれ3R対策の取組の内容を「判断基準」として国が定め、その遵守を義務づけ。

特定省資源業種 特定再利用業種 指定省資源化製品 指定再利用促進製品
指定表示製品 指定再資源化製品 指定副産物

製品対策

リサイクル対策(原材料としての再利用)、廃棄物の発生抑制対策及び部品等の再使用対策の取組を事業者に義務付け。



副産物対策

工場が発生する副産物(=産業廃棄物)の発生抑制対策とリサイクル対策(原材料としての再利用)の取組を事業者に義務付け。

副産物の発生抑制・リサイクル対策

事業者が副産物の発生抑制・リサイクル対策に係る計画を策定
具体的には、生産工程の合理化、副産物の原料としての再利用等

資源有効利用促進法の対象品目・業種

	副産物の リデュース ・リサイクル	リユース部 品使用	リサイクル材 使用	リデュース 配慮設計	リユース 配慮設計	リサイクル 配慮設計	分別回収 の表示	事業者の 回収リサイクル	副産物リサイ クル促進
義務業種・品目の名称	特定省資 源業種	特定再利用業種		指定省資 源化製品	指定再利用促進製品		指定表示 製品	指定再資源 化製品	指定副産物
(参考) 旧法での名称	-	-	特定業種	-	-	第一種 指定製品	第二種 指定製品	-	指定副産物
容器包装									
PETボトル	-	-	-	-	-	-	○	-	-
スチール缶	-	-	-	-	-	-	○	-	-
アルミ缶	-	-	-	-	-	-	○	-	-
ガラスびん	-	-	○	-	-	-	-	-	-
プラスチック製容器包装	-	-	-	-	-	-	●	-	-
紙製容器包装	-	-	-	-	-	-	●	-	-
紙	-	-	○	-	-	-	-	-	-
自動車・オートバイ	-	-	-	●	●	○	-	-	-
家電(4品目)	-	-	-	●	-	○	-	-	-
電子レンジ、衣類乾燥機	-	-	-	●	-	●	-	-	-
小形二次電池使用機器(電池のみの対応)	-	-	-	-	-	●(追加)	-	●	-
ガス・石油機器	-	-	-	●	-	●	-	-	-
金属製家具	-	-	-	●	-	●	-	-	-
パソコン	-	-	-	●	●	●	-	●	-
小形二次電池	-	-	-	-	-	-	●	●	-
はちんこ台	-	-	-	●	●	●	-	-	-
浴室ユニット	-	-	-	-	-	●	-	-	-
システムキッチン	-	-	-	-	-	●	-	-	-
複写機	-	●	-	-	●	-	-	-	-
硬質塩ビ管・継手	-	-	●	-	-	-	●	-	-
硬質塩ビ製の雨どい・サッシ、塩ビ製の床材・壁紙	-	-	-	-	-	-	●	-	-
鉄鋼業	●	-	-	-	-	-	-	-	-
紙・パルプ製造業	●	-	-	-	-	-	-	-	-
無機・有機化学工業製品製造業	●	-	-	-	-	-	-	-	-
銅第一次製錬・精製業	●	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車製造業	●	-	-	-	-	-	-	-	-
電気業	-	-	-	-	-	-	-	-	○
建設業	-	-	○	-	-	-	-	-	○

注1 ○:旧法において既指定、●:平成13年4月指定

注2 小形二次電池使用機器は、コードレスホン、MCAシステム用通信装置、簡易無線用通信装置、アマチュア用無線機、ビデオカメラ(含デジタルスチルカメラ)、ヘッドホンステレオ、電気掃除機、電気かみそり、電気歯ブラシ、家庭用電気治療器、電動式がん具(以上既指定分)、プリンター、ハンディターミナル、電源装置、携帯電話用通信措置、ファクシミリ、交換機、非常用照明器具、誘導灯、火災警報装置、防犯警報装置、電動車いす、医療用機器、電動アシスト自転車

注3 合計10業種・69品目

製品毎の3Rシステムの高度化

取組概要

製品のライフサイクル全体において、天然資源消費量、廃棄物発生量および環境負荷を最小化するような対応が可能となるよう、製品毎の3Rシステムの高度化を図るために必要な措置について、産構審製品3Rシステム高度化WGにおいて検討を行った。

具体的対応

家電・パソコン等の製品について、製品含有物質の情報開示制度を導入

- ・対象物質6物質、対象製品7品目を指定
- ・製品本体や包装箱における対象物質の含有マーク表示
- ・製品カタログや当該製品のウェブサイトへの対象物質の含有マーク、含有箇所、含有量等の表示

再生資源利用率等の製品の新たな評価軸や易解体性の表示方法等の統一化に向けた規格作成

国際的な標準化に向けた対応を産業界と政府が連携して積極的に推進

- ・JIS規格の活用、IEC(国際電気標準会議)での国際標準化に向けた対応

対象製品

パーソナルコンピュータ
ユニット形エアコンディショナ
テレビ受像機
電気冷蔵庫
電気洗濯機
電子レンジ
衣類乾燥機

対象物質

鉛及びその化合物
水銀及びその化合物
六価クロム化合物
カドミウム及びその化合物
ポリブロモビフェニル
ポリブロモジフェニルエーテル
(デカブロモジフェニルエーテルを除く。)

含有表示

6物質含有なし



(任意表示)

6物質含有あり



(マーク表示と情報開示の義務づけ)

自動車用バッテリー回収・リサイクルシステムの再構築の検討

【共管省庁：環境省】

検討の背景

<自動車用バッテリー>

自動車、二輪車、農業機械、建設機械、小型船舶等のエンジン式の機器の始動・点火などに使用される自動車用バッテリーは、年間2,500万個程度が国内市場に投入されている。

バッテリーの年間国内販売個数

四輪車用バッテリー 約2,200万個
二輪車用バッテリー 約282万個

<リサイクルシステム再構築の必要性>

自動車用バッテリーのリサイクルシステムは、平成6年10月から国内バッテリー製造事業者が自主的に再生鉛を購入することで、回収・リサイクルする仕組みとして構築されたが、更に持続的・安定的な回収・リサイクルシステムの再構築が必要となったため、その再構築の検討に着手。

検討経過

<検討会名称>

・産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルWG自動車用バッテリーリサイクル検討会
・中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車用鉛蓄電池リサイクル専門委員会
の合同会合（座長：藤井美文 文教大学教授）

<検討内容>

継続的・安定的な自動車用バッテリーの回収・リサイクルシステムを構築し、関係主体が果たすべき役割や実効性を確保するための方策等について

<開催経過>

平成17年5月11日 第1回検討会
平成17年6月7日 第2回検討会
平成17年7月25日 第3回検討会
8月11日から9月12日まで経済産業省・環境省HPにおいてパブリックコメントを実施中

検討内容の概要

資源有効利用促進法を活用

自動車用バッテリーを資源有効利用促進法の指定再資源化製品として指定するとともに、自動車用バッテリーを部品として使用する製品を指定

回収・リサイクルの実施主体を規定

- ・バッテリー製造事業者及び輸入者
- ・バッテリー使用機器製造事業者及び輸入者

個別リサイクル法:自動車リサイクル法

【共管省庁:環境省】

本年1月1日から本格施行

[進捗]

預託台数実績(平成17年1 - 7月累計)
 新車新規登録時 357万台
 車検時 1,847万台
 引取時 132万台

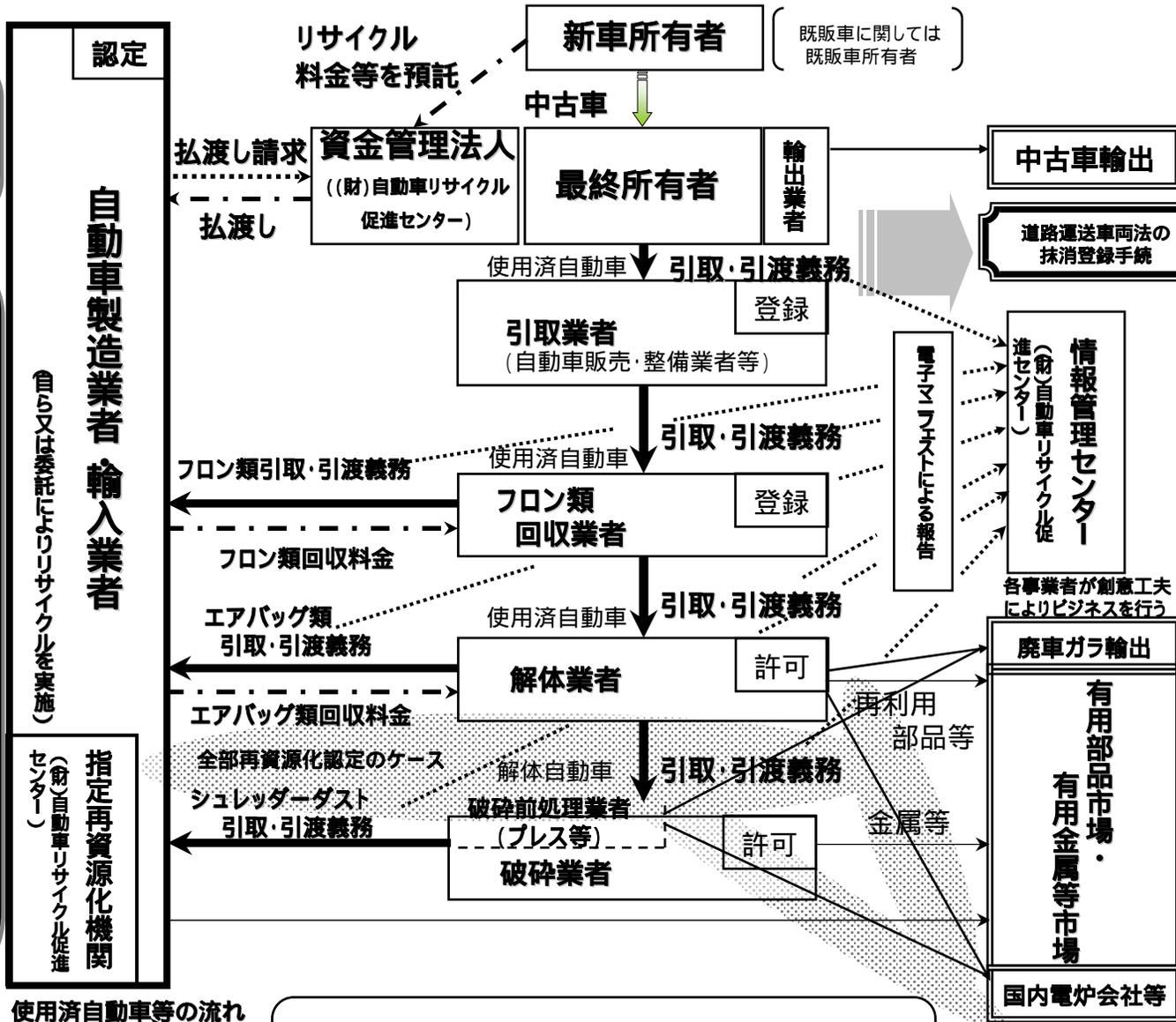
平成17年1月 - 7月の累計で145万台の使用済自動車について、引取業者から引取報告を実施。

自動車メーカー等によるシュレッダーダストのリサイクル率については、施行直後で判断できるものではないが50~71%となっている。また、エアバッグ類のリサイクル率についても90%を越えている。

リサイクル率の基準

シュレッダーダスト 30%(~09年)
 エアバッグ類 85%

自動車リサイクル法は、制度として立ち上がりつつあるものと認識。



使用済自動車等の流れ

金の流れ

情報の流れ

リサイクル義務者が不存在の場合等につき指定再資源化機関((財)自動車リサイクル促進センター)が対応。その他離島対策、不法投棄対策への出えん業務も実施。

個別リサイクル法：家電リサイクル法

【共管省庁：環境省】

平成13年4月から施行された家電リサイクル法は、概ね定着し、5年目へ。

廃家電4品目の引取台数：平成13年度 855万台 平成14年度 1,015万台

平成15年度 1,046万台 **平成16年度 1,122万台(対前年度比7%増)**

家電R法の施行状況

再商品化実績

平成16年度実績(法定再商品化率)

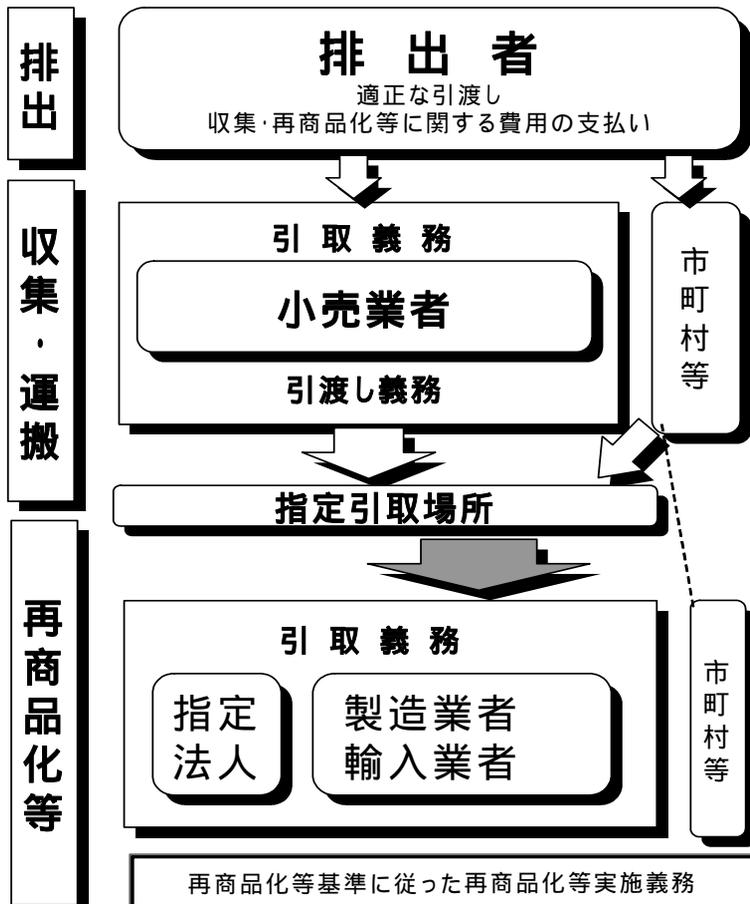
エアコン	82%	(60%以上)
テレビ	81%	(55%以上)
冷蔵庫	64%	(50%以上)
洗濯機	68%	(50%以上)

16年4月から、冷凍庫を対象追加。
断熱材フロンの回収等義務づけ。

不法投棄は引取の1%台。
環境省調査によれば、平成15年度は
約17万5千台(対前年度比6.2%増)。
引取等台数に占める割合は1%台で
推移しているが、引き続き注視が必要。

約7割の自治体が順調に推移と評価。

家電リサイクルの流れ



個別リサイクル法：容器包装リサイクル法

【共管省庁：環境省、財務省、厚生労働省、農林水産省】

一般廃棄物の2～3割(重量比。容積比では6割)を占める容器包装のリサイクルを促進し、廃棄物を減量することによる廃棄物最終処分場の延命と資源の有効利用等を図る。

進捗状況

分別収集参加自治体(H15)

- ・ペットボトル : 2,891
- ・ガラスびん : 2,922
- ・プラスチック : 1,685
- ・紙製容器 : 748
- 全市町村数(東京23区含む) : 3,155

リサイクル率

- ・ペットボトル : 61.0%
- (H15:事業系含む)

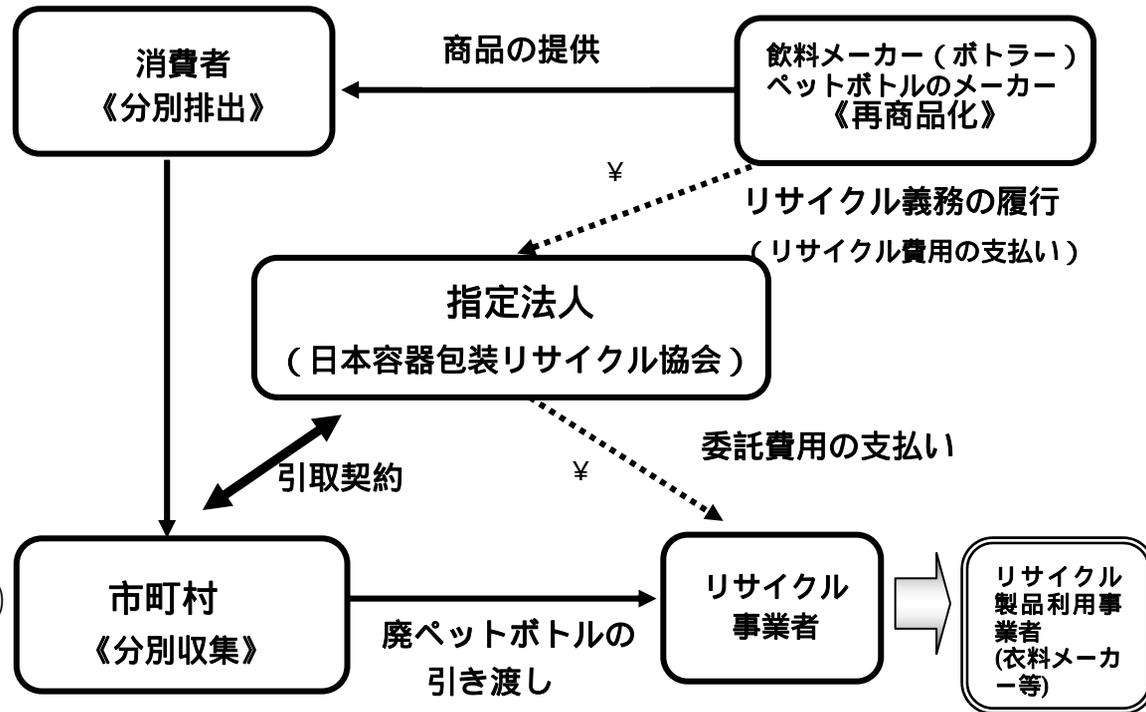
容器のリデュース・リユースが進展

- ・A社:食器洗剤のボトルの重量削減
プラスチック34g 24g (約29%削減)
- ・B社:詰め替え用シャンプーの品目増加
- ・C社:冷凍食品の中トレの使用廃止

施行10年目の平成17年度に見直し

本年 産構審、中環審とも最終取りまとめ予定
次期通常国会に向け改正法案提出を検討

容器包装リサイクル法のスキーム図(ペットボトルの場合)



図中《》は、各主体の役割分担

フレーク、ペレットの売渡し

製品のライフサイクル全般の3Rの推進：産構審リサイクルガイドライン

ガイドラインの目的等

事業者の自主的な取組の促進を目的として、事業者が廃棄物処理・リサイクルとして取り組むべき事項を整理。

- リサイクル関連法対象ではない品目・業種についての自主的な取組の集大成
- リサイクル関連法対象である品目・業種についての実施指針

平成2年に策定されて以来、原則毎年フォローアップを行うとともに、累次の改定を経る中で、対象品目・業種の拡大や取組内容の充実・強化を図ってきている。

なお、本ガイドラインの対象としている品目・業種は、

35品目、18業種が対象。

一般廃棄物の約70%、産業廃棄物の約40%をカバー。

1. 目標値の改定(平成16年9月)

ペットボトル回収率

50% (H16年度まで)

80% (H26年度まで)

消火器回収率

53% (H15年度までに)

60% (H16年度)

工場生産住宅製造業

生産段階廃棄物発生量の削減目標 (H22年まで)

15%

30% (H13年比)

2. 3R対策の進展

リデュースの進展(産業廃棄物最終処分量の削減)

化学工業 99.3万トン(H13年)
78.5万トン(H14年)

自動車部品製造業 10.3万トン(H13年)
6.9万トン(H14年)

リユースの進展

ガラスびん

「R」マークの統一規格によるリユースびんの出荷実績
平成15年度：1,730万本(前年度比42.7%増)

リサイクルの進展

ペットボトル回収率

53.4%(H14年) 61.0%(H15年)

消火器回収率

27%(H12年) 44%(H15年)

ぱちんこ遊技機マテリアルリサイクル率

41.4%(H13年度) 51.9%(H14年度)

3. リサイクルシステムの構築

パソコン

資源有効利用促進法の指定再資源化製品に家庭系パソコンを追加し、製造事業者等による回収・再資源化を開始。
(H15年10月1日)

オートバイ

二輪車メーカー等による自主取組としてのリサイクルシステムを稼働。(H16年10月1日)

産業構造審議会品目別廃棄物処理リサイクルガイドラインの設定品目(35品目)

紙	ガラスびん	スチール缶	アルミ缶等	プラスチック
自動車	オートバイ	タイヤ	自転車	家電製品
スプリングマットレス	オフィス家具	カーペット	布団	乾電池
小形二次電池等	自動車用鉛蓄電池 及び二輪車用鉛蓄電池	カセットボンベ	エアゾール缶	小型ガスボンベ
消火器	ぱちんこ遊技機等	パーソナルコンピュータ 及びその周辺機器	複写機	ガス・石油機器
繊維製品	潤滑油	電線	建設資材	浴槽及び浴室ユニット
システムキッチン	携帯電話・PHS	蛍光管等	自動販売機	レンズ付フィルム

産業構造審議会業種別廃棄物処理リサイクルガイドラインの設定業種(18業種)

鉄鋼業	紙・パルプ製造業	化学工業	板ガラス製造業	繊維工業
非鉄金属製造業	電気事業	自動車製造業	自動車部品製造業	電子・電気機器製造業
石油精製業	流通業	リース業	セメント製造業	ゴム製品製造業
石炭鉱業	ガス業	工場生産住宅製造業		

廃棄物・リサイクルガバナンス

「排出事業者のための廃棄物・リサイクルガバナンスガイドライン」
産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会

1. 大規模不法投棄事案の発生と排出事業者への措置命令

- ・青森・岩手県境大規模不法投棄事案
- ・事業者名を公表の上で、不法投棄廃棄物撤去の措置命令発出
- ・社名公表によるブランドイメージの失墜

取組の徹底

産廃リスクの低減

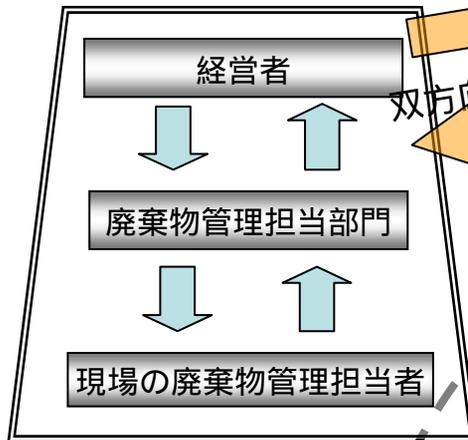


循環型社会形成への貢献

2. 廃棄物・リサイクルガバナンスのポイント

- (1) 廃棄物・リサイクルガバナンスの構築、強化のための社内体制の確立
- (2) 幅広い関係事業者を含めた体制構築
- (3) 自社の取組状況の情報発信・情報共有

(1) 廃棄物・リサイクルガバナンスの構築、強化のための社内体制の確立



(3) 自社の取組状況の情報発信・情報共有



(2) 幅広い関係事業者を含めた体制構築

企業グループ全体での廃棄物等に係るマネジメント

